

高松市告示第 3 3 2 号

計量法（平成 4 年法律第 5 1 号）第 1 9 条第 1 項の規定により、特定計量器（特定計量器検定検査規則（平成 5 年通商産業省令第 7 0 号）第 3 9 条第 1 項第 1 号から第 5 号までに該当するものを除く。）の定期検査を次のとおり実施するので、同法第 2 1 条第 2 項の規定により公示します。

令和 8 年 6 月 1 日

高松市長 大 西 秀 人

1 定期検査を行う区域

高松市藤塚町、藤塚町一丁目、藤塚町二丁目、栗林町一丁目、栗林町二丁目、栗林町三丁目、桜町一丁目、桜町二丁目、花ノ宮町一丁目、花ノ宮町二丁目、花ノ宮町三丁目、上之町一丁目、上之町二丁目、上之町三丁目、旅籠町、中新町、天神前、中央町、中野町、亀岡町、番町一丁目、番町二丁目、番町三丁目、番町四丁目、番町五丁目、宮脇町一丁目、宮脇町二丁目、峰山町、西宝町一丁目、西宝町二丁目、西宝町三丁目、紫雲町、新北町、茜町、西町、瀬戸内町、扇町一丁目、扇町二丁目、扇町三丁目、幸町、錦町一丁目、錦町二丁目、サンポート、浜ノ町、昭和町一丁目、昭和町二丁目、玉藻町、内町、寿町一丁目、寿町二丁目、西の丸町、西内町、兵庫町、古新町、磨屋町、紺屋町、鍛冶屋町、丸亀町、南新町、田町、亀井町、室町、室新町、東ハゼ町、西ハゼ町、紙町、松並町、西春日町、勅使町、田村町、上天神町、今里町一丁目、今里町二丁目、今里町、松縄町、伏石町、三条町、太田上町、太田下町、三名町、鹿角町、成合町、一宮町、寺井町、川部町、岡本町、円座町、西山崎町、檀紙町、御厩町、中間町、郷東町、鶴市町、飯田町、鬼無町藤井、鬼無町是竹、鬼無町佐料、鬼無町佐藤、鬼無町山口、鬼無町鬼無、香西本町、香西東町、香西南町、香西西町、香西北町、神在川窪町、植松町、中山町、生島町、亀水町、塩江町上西甲、塩江町上西乙、塩江町安原上、塩江町安原上東、塩江町安原下、塩江町安原下第 1 号、塩江町安原下第 2 号、塩江町安原下第 3 号、牟礼町大町、牟礼町原、牟礼町牟礼、庵治町、香川町浅野、香川町大野、香川町川内原、香川町川東上、香川町川東下、香川町寺井、香川町東谷、香川町安原下第 1 号、香川町安原下第 3 号、香南町池内、

香南町岡、香南町西庄、香南町由佐、香南町横井及び香南町吉光の区域

2 定期検査の対象となる特定計量器

非自動はかり（計量法施行令（平成5年政令第329号）第5条第1号及び第2号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもり

3 定期検査の実施の期日及び場所

検 査 日（時間）	検 査 場 所
9月18日（10時～12時）	大島青松園
9月25日（10時～15時）	しおのえ診療所
9月28日（10時～15時）	牟礼総合センター
9月30日（10時～15時）	弦打コミュニティセンター
10月1日（10時～15時）	川岡コミュニティセンター
11月18日（10時～13時）	
10月2日（10時～15時）	鶴尾コミュニティセンター
10月6日（10時～15時）	香川図書館
10月7日（10時～15時）	太田コミュニティセンター
10月8日（10時～15時）	
11月17日（10時～13時）	
10月13日（10時～15時）	檀紙コミュニティセンター
10月15日（10時～15時）	一宮コミュニティセンター
10月16日（10時～15時）	
10月20日（9時～12時）	中央卸売市場（青果棟）
10月21日（10時～15時）	中央卸売市場
10月22日（7時～9時）	
10月22日（10時～15時）	
11月16日（10時～13時）	
10月23日（10時～15時）	香南支所
10月26日（10時～15時）	四番丁スクエア
10月27日（10時～15時）	
10月29日（10時～15時）	ふれあい福祉センター勝賀
11月6日（10時～15時）	栗林コミュニティセンター
11月9日（10時～15時）	
11月11日（10時～15時）	太田南コミュニティセンター
11月12日（10時～15時）	庵治支所
11月19日～12月28日 ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に 関する法律（昭和23年法律第178号） に規定する休日を除く。	高松市役所 ※事前予約必須